

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年5月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300397号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社本社及び同社B工場(いずれも現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年3月16日から昭和46年1月17日まで

昭和40年3月16日にA社本社に入社、同年4月に同社B工場に異動し昭和46年1月まで勤務した。当時支給されていた給与額に比べて、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が著しく低いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて著しく低い旨主張している。

しかしながら、C社は、保存期限経過のため、請求期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はなく、請求者の厚生年金保険に係る届出、厚生年金保険料控除額、給与支給額等について不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者と同じ年度生まれの男性で、昭和40年3月16日にA社本社で厚生年金保険被保険者資格を新規取得し、同年4月16日に同社B工場で同被保険者資格を再取得した者のうち、請求期間の終期まで同社B工場で厚生年金保険に加入していた50名(請求者を含む。)の標準報酬月額について、オンライン記録により調査したが、請求者の標準報酬月額が、他の被保険者と比較して著しく低額であるという状況は見受けられない。

さらに、上記50名のうち標準報酬月額の推移が請求者と類似する同僚など合計22名に照会し、19名から回答を得られたが、自身の標準報酬月額が給与の総支給額と大きく異なっている旨回答した者はいない上、請求期間当時の給与明細書等の資料も得られなかったことから、当時の厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、請求者は、A社B工場に勤務していた頃の住所はD市であった旨陳述しているところ、同市は、保存期限経過のため、請求期間当時の社会保険料等が記載された住民税の関係資料はない旨陳述しているほか、請求者自身も請求期間に係る給与明細書等を保管していないこ

とから、請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。